

山ノ内都市計画

(山ノ内町)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長野県

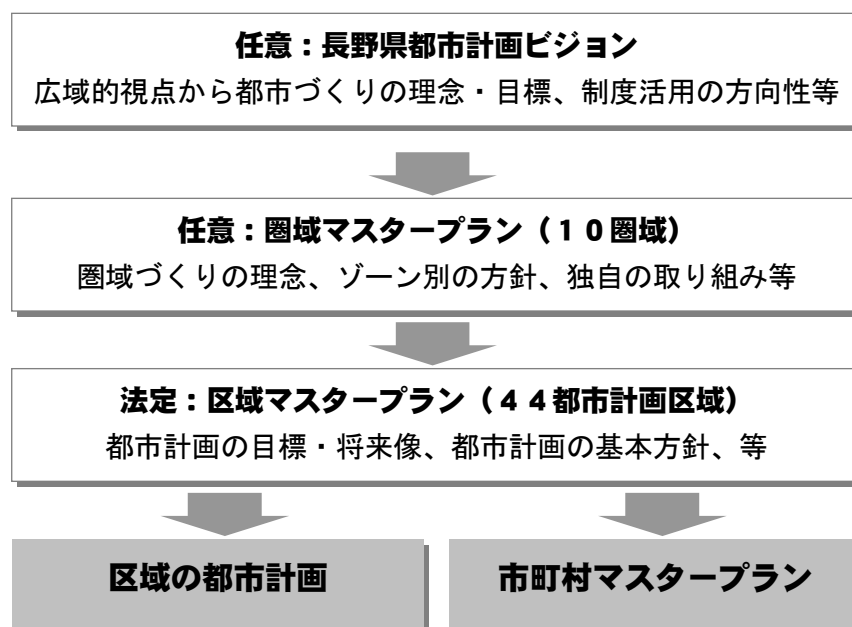
はじめに

1 都市計画区域マスタープランとは

すべての都市計画区域について、都道府県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定めることとされ、その内容は、以下の3つの事項とされました。

- ① 都市計画の目標
- ② 区域区分の決定の有無及び区分する場合はその方針
- ③ 主要な都市計画の決定方針

- 概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年後を目標年次としています。
- 県土全体を見据えた都市づくりの目標と方向性を示す「長野県都市計画ビジョン」と県土全体を10の圏域に分けた「圏域マスタープラン」を踏まえ、県が広域的な観点から定めております。



2 策定方法

地域別懇談会やニューズレター等により県民の皆様から意見をいただきながら策定した従前計画を基に、社会経済情勢の変化や地球温暖化への対応等を反映して見直し、都市計画法の手続きを経て都市計画変更されました。

【都市計画策定の経緯の概要】

山ノ内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（長野県決定）

事 項	時 期	備 考
公聴会のための素案の閲覧	平成 23 年 10 月 11 日（火）から 平成 23 年 10 月 28 日（金）まで	
公聴会 （都市計画法第 16 条第 1 項）	平成 23 年 10 月 29 日（土）	公述申出なしに つき中止
関東地方整備局長事前協議	平成 23 年 12 月 2 日（金）	
市町村意見聴取 （都市計画法第 18 条第 1 項）	平成 23 年 12 月 22 日（木）	
関東地方整備局長事前協議回答	平成 23 年 12 月 26 日（月）	
計画案の公告 （都市計画法第 17 条第 1 項）	平成 24 年 1 月 10 日（火）	
計画案の縦覧 （都市計画法第 17 条第 1 項）	平成 24 年 1 月 10 日（火）から 平成 24 年 1 月 24 日（火）まで	意見書なし
市町村意見聴取回答	平成 24 年 1 月 4 日（水）	
長野県都市計画審議会 （都市計画法第 18 条第 1 項）	平成 24 年 2 月 9 日（木）	
国土交通大臣本協議 （都市計画法第 18 条第 3 項）	平成 24 年 2 月 21 日（火）	
国土交通大臣本協議回答	平成 24 年 2 月 23 日（木）	
決定告示 （都市計画法第 20 条第 1 項）	平成 24 年 3 月 15 日（木）	

変 更 理 由 書

「山ノ内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成 16 年 3 月の策定以降、約 8 年が経過したところです。

今般、平成 22 年度に実施した都市計画法第 6 条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地再開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

目 次

1 都市計画の目標	- 1 -
(1) 都市計画区域の範囲と目標年次	- 1 -
ア 都市計画区域の範囲	- 1 -
イ 目標年次	- 1 -
(2) 都市づくりの基本理念	- 1 -
ア 人が集う交流のまちづくり	- 2 -
イ 人にやさしいまちづくり	- 2 -
ウ 自然と歴史が息づくまちづくり	- 2 -
(3) 地域毎の市街地像	- 3 -
ア 自然とふれあうふるさと拠点	- 3 -
イ その他の市街地	- 3 -
ウ ふるさと農用地 ^リ ・集落地（農業地域及び田園集落地域）	- 3 -
エ 自然と共生する地域	- 3 -
オ 自然保全地域	- 3 -
2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	- 5 -
(1) 区域区分の決定の有無	- 5 -
ア 県による同一基準での判断結果	- 5 -
イ 地域特性を考慮した区域区分の検討	- 5 -
ウ 区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として「区域区分」は行わない	- 5 -
(2) 区域区分の方針	- 6 -
おおむねの人口	- 6 -
3 主要な都市計画の決定の方針	- 7 -
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	- 7 -
ア 主要用途の配置の方針	- 7 -
イ 土地利用の方針	- 7 -
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	- 9 -
ア 交通施設の都市計画の決定の方針	- 9 -
イ 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	- 10 -
ウ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	- 11 -
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	- 12 -
ア 主要な市街地開発事業の決定の方針	- 12 -
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	- 12 -
ア 基本方針	- 12 -
イ 主要な緑地の配置の方針	- 12 -
ウ 実現のための具体の都市計画制度の方針	- 13 -
エ 主要な緑地の確保目標	- 13 -

山ノ内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 都市計画の目標

本計画は、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、山ノ内都市計画区域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、都市計画の目標とその実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すものである。

(1) 都市計画区域の範囲と目標年次

ア 都市計画区域の範囲

- ・都市計画区域の名称：山ノ内都市計画区域
- ・対象市町村：山ノ内町
- ・範囲：山ノ内町の一部

イ 目標年次

- ・都市計画の基本的な方向 平成42年
- ・都市施設などの整備目標 平成32年（中間年：平成27年）

(2) 都市づくりの基本理念

山ノ内町は長野県の北東部に位置し、上信越高原国立公園の中心にあつて、西は高社山と箱山山脈を境に中野市に接し、北は木島平村、栄村、南は笠ヶ岳、三沢山を境として高山村に接し、東は群馬県と接している。

山ノ内都市計画区域は、山ノ内町（約26,593ha）の約80%にあたる21,201haに指定されている。

地勢は、西北に傾斜しており、志賀高原に源を発する横湯川、角間川、夜間瀬川が流れており、河岸段丘、扇状地、押し出し地形、氾濫原を形成し、周囲を囲まれた盆地状をなしている。

本区域は歴史あふれる9つの温泉から成る湯田中渋温泉郷を抱え、また上信越高原国立公園の中心に位置する志賀高原は、春夏秋の自然探索、冬のスキーと、全国から集客する観光地として知られている。

山ノ内町の人口は、平成17年の国勢調査では14,704人と10年前（平成7年）に比べて約2,200人の減少となっている。

主要産業は観光と農業であるが、年間観光客数の減少と農業従事者数の減少と高齢化が進行している。郊外の農村集落では、遊休農地や荒廃農地が増加傾向にあり、また空き家や老朽化施設がみられる状況にある。

全国的な人口減少・少子高齢化社会が到来し、また低炭素の都市づくりが求められている中で、これからの都市づくりにおいては、持続可能な都市を形成していく視点が必要不可欠である。特に、自動車交通などによる温室効果ガスの排出を抑えたコンパクトな都市づくりや、景観や自然環境などの地域資源の保全・活用、さらに観光による地域の活性化が重要課題となっている。

また、大地震や洪水、土砂災害等の災害に対する安全性を高めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、本計画においては次のような都市づくりの基本理念を掲げるも

のとする。

ア 人が集う交流のまちづくり

農地の保全に努めるとともに農業と観光との連携を図りながら、地域住民や来訪者の交流の場の創出や田舎暮らしや新たな担い手の育成など、人が集うまちづくりを進める。

イ 人にやさしいまちづくり

少子・高齢化社会を迎えるなか、バリアフリー化や道路整備を進めるとともに、都市防災への取り組み、公共交通の維持・活用により地域住民や来訪者にやさしいコンパクトなまちづくりを進める。

ウ 自然と歴史が息づくまちづくり

志賀高原などの山々や夜間瀬川などの豊かな環境資源と、先人達からの財産である歴史的建築物や祭事等の景観資源を保全・創造し、自然と歴史が息づくまちづくりを進める。

(3) 地域毎の市街地像

本区域は、次の5つの地域に分けて整備を進める。

(注) 以下に記す地域名等は本計画での造語である。

ア 自然とふれあうふるさと拠点

山がちな地形が大半を占める本区域の中で、夜間瀬川に拓けた中心市街地は、その中心部に鎌倉時代より続く古い歴史を持つ湯量豊富な湯田中渋温泉郷を有し、町の基幹である観光産業を支えてきた。

湯田中渋温泉郷は、町内を流れる夜間瀬川の両岸にあるそれぞれの温泉の総称で、北信濃を代表する温泉街であり、夜間瀬川の右岸に地獄谷、渋、安代、星川、湯田中、新湯田中温泉、左岸に角間、穂波温泉及び上林温泉の計9つの温泉街で構成されている。

これらを観光ブランドとして今後も維持するため、温泉街の連携道路、沿道の建築物、遠景の山並みが調和するまちづくりを目指す。

イ その他の市街地

商業地の外側に広がる旧来からの住宅地は、都市基盤の整備や自然環境の保全を計画的に進め、安全性、快適性、利便性の高い住宅市街地の形成を図る。

また、低・未利用地や空き家の有効活用を図り、人口定住の受け皿としての整備を図る。

ウ ふるさとの農用地¹⁾・集落地（農業地域及び田園集落地域）

区域の西部にあって既に土地改良事業が完了している地区、若しくは土地改良事業などが進められている農振農用地については、今後とも優良な農地として保全を図るとともに、農村景観の維持・保全を図る。

エ 自然と共生する地域

区域を取り巻く高原、山地等に広がる森林地域は、自然環境の維持・保全を図りながら、一方で木材資源の利用、レクリエーション活動によるふれあいなど、資源の有効活用によって自然との共生を図る地域として位置づける。

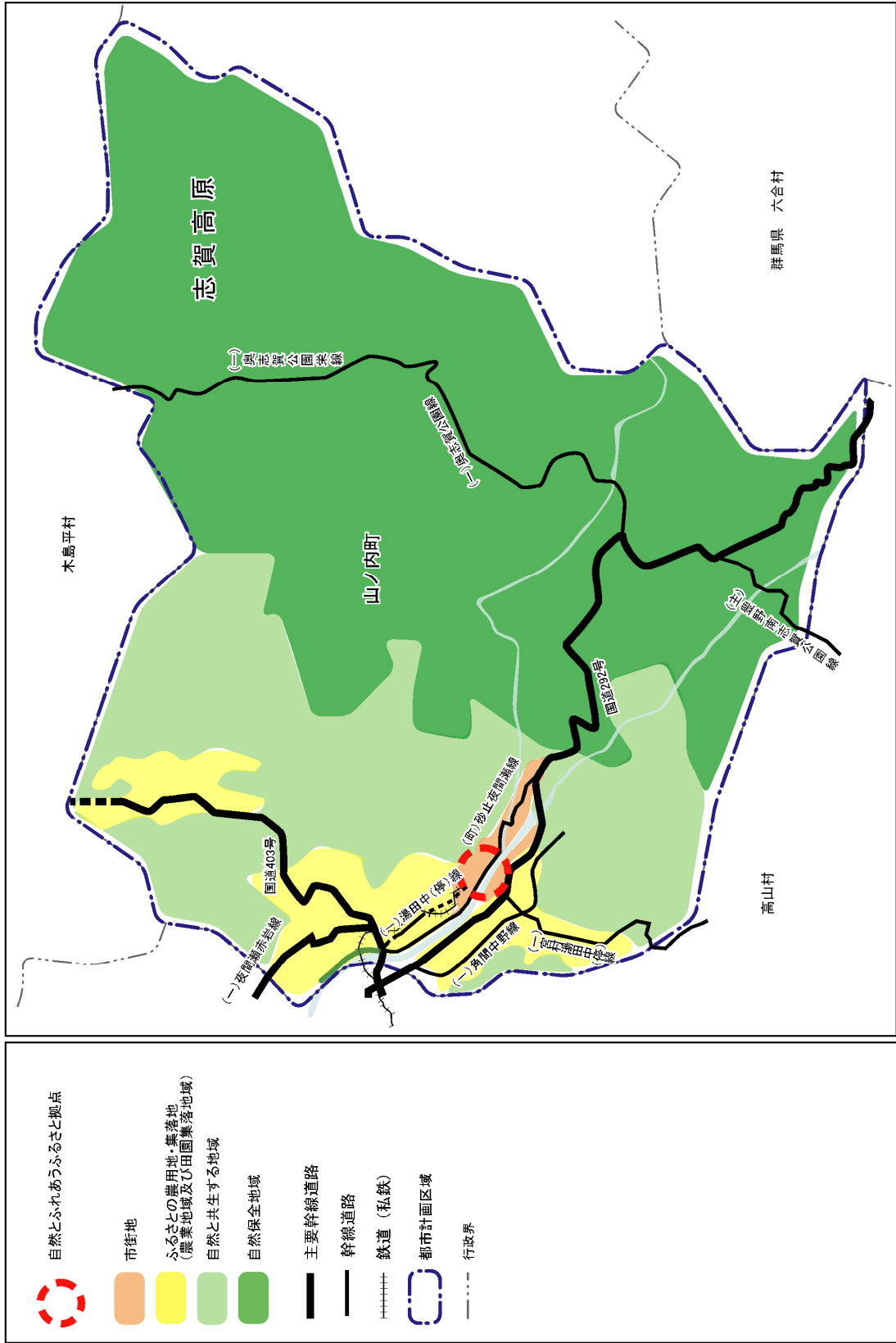
オ 自然保全地域

区域東部に広がる志賀高原については、現在も上信越高原国立公園の指定を受けている自然公園であり、今後とも本区域の個性・魅力となる財産として位置づけ、他の法令との適切な連携のもとで、その維持・保全を第一に掲げていくものとする。

また、志賀高原のブランドを生かし、森林セラピー基地や高原の観光地として通年利用できる観光資源の活用方策を検討し活性化を図る。

1) 農業の営みにより形成された美しい農村景観は、やすらぎや懐かしさを感じさせるものであり、このような状況を指す（造語）。

◆ 都市構造図(山ノ内都市計画区域)



2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めなかった根拠は次のとおりである。

ア 県による同一基準での判断結果

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性を低いと判断した。その概要は以下のとおりである。

- ・用途地域外での農地転用率は県平均値よりも低い。
- ・また、本区域における人口推移は、用途地域内外のいずれにおいても人口減少傾向を示しており、市街地外への宅地化の拡散抑制の必要性が低く、都市の集積性も高くない。
- ・第2次、第3次産業従業者数の伸び率は県平均値を下回っており、都市の成長性も高くないことから、市街地拡大の可能性が低く、現在の土地利用の基本的な骨格が将来的にも維持されると想定される。

イ 地域特性を考慮した区域区分の検討

本区域の市街地外においては、「農業振興地域の整備に関する法律」における農用地区域及び上信越高原国立公園特別地域となっており、併せて「長野県景観育成計画」及び「高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画」により適切な誘導等を行っており、今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であるため、無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

ウ 区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として「区域区分」は行わない

本区域は、アでは区域区分の必要性が低いと判断され、また、イに示す地域特性を踏まえ、区域区分以外の都市計画手法による土地利用規制・誘導を進め、周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る。

このような本区域の状況と考え方をふまえて、以下のような方針とする。

本区域は、今後、他の法令との適切な連携のもとで区域区分以外の都市計画手法、建築基準法に基づく制度の活用等により、計画的な土地利用の実現が可能と判断し、区域区分を定めない。

(参考)

「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」といわれている。

「区域区分」を「する」か「しない」かは県で判断

平成 12 年 5 月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」を「する」か、「しない」かは、国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成 12 年 5 月の都市計画法の改正により、「区域区分」については広域な観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

(2) 区域区分の方針

前項で記述のとおり本区域では区域区分は行わないため、本項目に対する記述は要しないが、本区域の基本理念に基づき、計画的なまちづくりの実現に向け、今後の人口について以下のとおり参考表記する。

おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分 \ 年次	平成 17 年 (基準年)	平成 27 年 (中間年)	平成 32 年 (都市施設などの 整備目標)
都市計画区域内人口	14.7 千人	おおむね 12.5 千人	おおむね 11.3 千人

(注) 平成 17 年基準年人口は、「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。

平成 27 年及び 32 年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法により算出した行政区域人口から、回帰式による都市計画区域外人口を除いて算定。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 主要用途の配置の方針

(7) 商業地

夜間瀬川沿岸域を中心とした温泉街地区の商業系用途地域は、温泉観光地として育まれてきた本区域の拠点として位置づけ、面的な整備と道路や公園等の都市基盤の整備充実に努め、適正な市街化の誘導を図る。

特に湯田中駅周辺においては、町民の生活利便、観光客へのサービス提供を支えるとともに、活気やにぎわいなど都市としての魅力を高めるため、中心市街地の整備を図る。

(4) 住宅地

商業地の外側に広がる旧来からの住宅地区である住居系用途地域は、良好な居住環境の維持・形成を図る。

建物の過密化や土地利用の混在の緩和・解消に努めるとともに、計画的な都市基盤の整備や緑の保全、緑化の推進を図る。

また公的な面整備事業の促進や町開発指導要綱に基づく民間開発等の適切な誘導により、定住の受け皿となる住宅系用地の確保を促進する。

イ 土地利用の方針

(7) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

当面は、現行の用途地域を前提にした土地利用を図るが、関係機関と調整を図りつつ将来には建物用途の混在する地区の用途転換、用途純化又は用途の複合化を図る。

(4) 居住環境の改善又は維持に関する方針

本区域においては、土地区画整理事業を予定する区域はないが、木造建築物や狭小宅地が比較的多い区域があり、防災上及び良好な居住環境の形成上問題があるものと考えられるため、地区計画等の適用に向けて検討を進める。

(4) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域においては、自然保護を目的に志賀高原を風致地区に指定している。都市内においても、良好な都市環境の創出、または維持・増進を図るため、自然環境や歴史・文化資産に調和した都市内緑地の形成を進める。

特に景観については、「長野県景観育成計画」及び「高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画」に基づき、その地域ごとの特性を活かした景観の形成を進める。

(4) 優良な農地との健全な調和に関する方針

中心市街地の外側、区域の北部等にあつて既に土地改良事業が完了している地区、若しくは土地改良事業などが進められている農振農用地については、「長野県農業振興地域整備基本方針」に基づき、今後とも優良な農地として保全を図るとともに、農村景観の維持・保全を図る。

(オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの土砂災害の恐れのある区域において、住民の生命及び身体を保護するため、建築物の立地抑制等を図る区域を、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域等として指定することにより、適切な土地利用を図る。

(カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

森林地域や農業地域については、森林法による保安林の指定や農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の指定等により、生物多様性に配慮しながら、これら地域の自然環境の保全を図る。

(キ) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

志賀高原については、現在も上信越高原国立公園の指定を受けているところであり、今後とも本区域の個性・魅力となる財産として位置づけ、他法令との適切な連携のもとでその保全を第一に掲げていく。

用途無指定地域（白地地域）での建築物の形態制限については、他の法令による規制をふまえて周囲の景観や環境に調和した形態等を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 交通施設の都市計画の決定の方針

(7) 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域における主要な交通体系としては、上信越高原国立公園内であり国際的なリゾート地である志賀高原を縦貫する一般国道 292 号、高原リゾート地北志賀高原を沿線にもつ一般国道 403 号を骨格として道路網が形成されている。

都市計画道路は夜間瀬川に沿って東西に長く伸びた用途地域内の中で多く都市計画決定されている。

しかし、現在、用途地域内では計画どおりに整備されていない都市計画道路もあるが、計画どおりに整備をすると温泉街の町並みを破壊してしまう道路も存在することから、都市計画道路の見直しを検討していく必要がある。

また、交通結節点である湯田中駅を中心に利用者の利便性の向上を図るように、交通結節機能の充実や、交通機関相互の連携並びに運行形態の改善も図る必要がある。

このような現況を踏まえ、本区域においては、様々な交流活動を活性化する交通体系の確立、交通集中地における円滑な集散機能の確保、環境への負荷を低減し、歩いて暮らせる公共交通への利用転換の促進、必要となる交通施設の整備を計画的に進め、総合的な交通体系の確立を図る。

b 整備水準の目標

道路交通においては、都市計画道路 8 路線、計画延長 16.26km のうち、平成 22 年度末現在では、改良済延長 9.03km、概成済延長 4.74km、計 13.77km（計画延長に対し 84.7%）の整備が行われている。基本方針に基づき、今後とも計画的に道路整備の推進を図る。

(4) 主要な施設の配置の方針

a 主要幹線道路

主要幹線道路として、3・5・6 号箱山杳野線（一般国道 292 号）、一般国道 403 号を位置づける。これにより、骨格となる広域道路網の体系を確立し、交通機能の向上、周辺都市との連絡性の強化を図る。

（注）都市計画道路名は、県道と一部重複するものも記載されている。

b 幹線道路

主要幹線道路を補完する幹線道路として、一般県道角間中野線、一般県道宮村湯田中停車場線（3・6・8 号北原星川線、3・6・3 号志賀高原本線、3・5・1 号湯田中穂波線）、一般県道湯田中停車場線（3・6・5 号北中野線）、一般県道夜間瀬赤岩線を位置づける。また、その整備にあたっては区域内の各地域及び隣接市町村間との調整を図りながら道路機能の向上を図る。

（注）都市計画道路名は、県道と一部重複するものも記載されている。

c 補助幹線道路等

上記以外の都市計画道路等については、それぞれの地域における通行機能、空間形成機能、街区形成機能を担う補助幹線道路として位置づけ、必要な整備を進めていく。

d 歩道等

道路整備にあたっては、歩行空間の確保や植樹帯の設置など道路空間の快適性と景観の向上に努めるとともに、高齢化等に対応したバリアフリー化を推進する。

e 公共交通

公共交通については、路線バス・鉄道の存続が定住促進のために必須であることから、関係機関との連携のもとに、公共交通の利用促進策の実施や運行事業者への支援等により、自動車の利用が困難な町民の交通手段の確保を図る。

(ウ) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

交通施設名	路線名
幹線道路	一般国道403号

(注) 10年以内に着手するものから、部分・暫定完成、完成するもの全てを含む。

イ 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(7) 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

(a) 下水道

下水道の整備は、市街化の動向と十分に整合を図りながら、市街地開発事業と合わせて効率的な施設整備を行うことが必要である。

本区域の公共下水道事業は、平成11年度で汚水整備がおおむね完了している。

特定環境保全公共下水道事業は、上条南部処理区において平成22年に整備が完了した。

今後とも、町民の定住促進のために必要である快適な生活環境づくりや、公共用水域・農業用水の水質保全をはじめとする豊かな自然環境を守るため、特定環境保全公共下水道等の接続を推進する。

(b) 河川

河川については、急峻な地形のために急流河川が多く、水害・土砂災害等が発生している。

これまで砂防・地滑り・急傾斜地崩壊防止対策事業を進めてきたところであるが、まだ整備が必要な溪流・河川等も多く残されていることから、その実施に努め、災害の未然防止を図る。

b 整備水準の目標

(a) 下水道

公共下水道事業については、処理場の整備を完了させるとともに、雨水渠整備を進める。

(b) 河川

整備が必要な溪流・河川等における総合的な河川整備を進める。

(イ) 主要な施設の配置の方針

a 下水道

事業中である公共下水道事業山ノ内処理区（污水）、湯田中第二排水区（雨水）の事業を進める。

b 河川

現在の河川流域を基本とし、河川整備計画の考え方に基づいた総合的治水事業を進める。

(ウ) 主要な施設の整備目標

a 下水道

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

区分	処理区名等
公共下水道	山ノ内処理区（污水）
	湯田中第二排水区（雨水）

（注）10年以内に着手するものから、部分・暫定完成、完成するもの全てを含む。

b 河川

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

区分	河川名
一級河川	夜間瀬川

（注）10年以内に着手するものから、部分・暫定完成、完成するもの全てを含む。

ウ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

(7) 基本方針

多様化する町民の需要に応えるため、市街地整備や地域の活性化といったまちづくりとの関連を図りながら、安全で快適な交通環境の形成や施設の複合化・多目的利用に配慮した各種公益施設の整備・充実を図る。

(イ) 主要な公共施設の配置の方針

a 供給処理施設

し尿処理場としては、中野市に北信保健衛生施設組合豊田衛生センターがあり、その機能維持・向上を図る。

ごみ焼却場としては、中野市に北信保健衛生施設組合東山清掃工場があり、その機能維持・向上を図る。

ごみ処理場としては、北信保健衛生施設組合不燃物処理センターがあり、その機能維持・向上を図る。

b 教育文化施設

義務教育の面では、児童生徒数の動向をみながら必要な施設整備を図る。

文化教育の面では、施設の整備拡充を図るほか、新たな体育・文化施設の整備を図る。

(ウ) 主な施設整備の目標

既存の施設の活用及び効率的な運用を図るとともに、各部門の整備計画などに基づき計画的な整備を推進する。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 主要な市街地開発事業の決定の方針

人口の定住に対応した既存市街地の整備と、湯田中駅周辺をはじめとした中心市街地における基盤整備を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

ア 基本方針

(7) 自然的環境の特徴と現況、整備又は保全の必要性

本区域は、豊かな自然環境から多くの恵みを受けた産業を基幹として成り立っており、今後もこれら自然環境との共生が必要不可欠である。

このため、豊かな自然環境を本区域の貴重な財産としてとらえ、適正な保全を図るとともに、生物多様性に配慮した都市づくりを行う。

特に、農地や森林等の土地利用の転換については、一度他の土地利用が行われた場合、再び農地や森林等の土地利用を行うことは困難であるため、計画的かつ慎重な計画立案を行う。

(4) 緑地の確保目標水準

都市計画公園は3箇所、11.98ha（街区公園2箇所、0.78ha、緑地1箇所、11.20ha）の計画決定のうち、平成22年度末現在では、3箇所4.38haが開設済みとなっている（進捗率は36.6%）。また、都市計画決定していない開設済みの公園は2箇所、3.08ha存在する。

今後は計画的に公園緑地の整備推進を図る。

イ 主要な緑地の配置の方針

(7) 環境保全系統

志賀高原など区域の東側に広大に広がる山地・丘陵地の森林環境、夜間瀬川等の水辺環境等の保全を図る。

(イ) レクリエーション系統

優れた自然資源を積極的に活用して河川公園、歴史公園、農村公園等を整備し、市民の多様なレクリエーション需要に応じていく。

(ウ) 防災系統

道路沿道等については緑化の推進を図り、火災時における延焼遮断帯としての機能強化を図る。

市街地の周辺を取り囲む山地の森林は、災害防止に役立つ緑地であるため保全を図る。

(エ) 景観構成系統

地域の特性を活かした都市づくりを目指し、特に郷土景観の保全に配慮した緑地系統を配置する。

景観法に基づく景観計画を策定し、地域特定の景観の形成を図る。

ウ 実現のための具体の都市計画制度の方針

(7) 公園緑地等の整備目標及び配置方針

a 街区公園

面整備済区域以外の街区不足地区を中心に、各住区における将来の居住人口に対応した施設需要の確保や円滑なアクセスが可能となるように、必要箇所に配置し、整備の促進を図る。

b その他の公園緑地等

夜間瀬川緑地公園を中心に諸施設の整備の促進を図る。

(イ) 緑地保全地域の指定目標及び指定方針

a 風致地区

風致地区に指定されている（上信越国立公園内）志賀高原における風致の維持を図る。

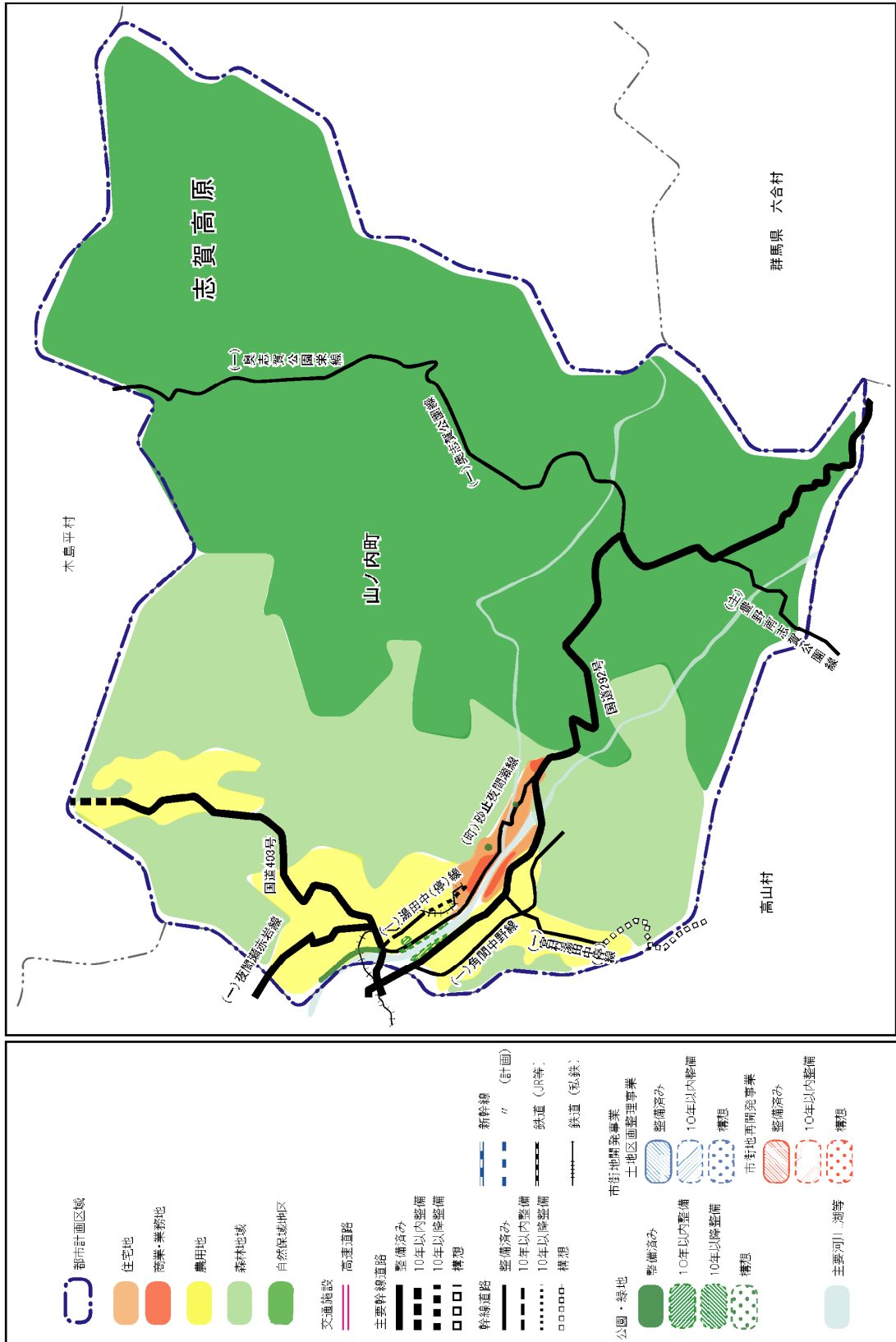
エ 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主な公園は、次のとおりとする。

種別	名称・地区名等	確保目標 (規模 ha)
緑地公園	夜間瀬川緑地公園（整備中）	おおむね 11ha

(注) 10年以内に着手するものから、部分・暫定完成、完成するもの全てを含む。

都市計画区域マスタープラン附図
山ノ内都市計画区域（山ノ内町）



**山ノ内都市計画（山ノ内町）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

平成24年3月発行

○長野県北信建設事務所整備課

〒383-8515 長野県中野市大字壁田955番地
TEL 0269-22-3111
FAX 0269-28-0770
E-mail hokuken-seibi@pref.nagano.lg.jp

○長野県建設部都市計画課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
TEL 026-235-7297
FAX 026-252-7315
E-mail toshikei@pref.nagano.lg.jp